

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

信用組合は、各種の法律や規制のもとに活動しています。たとえば「会社法」をはじめ、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」など様々なものがあります。

当組合では、これらの法律や規制に則り適正な業務を遂行するため、経営企画部の中にコンプライアンス担当を置くとともに、各部店にコンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を置くことにより、組織的に法令を遵守する態勢を整備し、重点施策に基づき研修あるいは各種の指導・徹底を繰り返し実施することにより、法令等遵守態勢の強化に努めています。預金、融資、為替などに関する事務については、細部にわたり事務取扱要領を定めています。さらに、信用組合職員としての基本姿勢や行動規範を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、併せて定期的な研修を実施することで法令等遵守の意識を高める組織風土の醸成に努めております。

また、これらの事務取扱要領や規程は、文書管理システムとして全店統一管理されており、追加、修正がある場合には、通達等によりその趣旨を周知徹底させたくうえで、文書管理システムの更新をその都度行っています。さらに、文書管理システムを活用した集合研修、店内研修を実施しており、全職員が同じ基準で業務にあたるように徹底しております。

なお、当組合では平成14年度より外部監査法人(有限責任監査法人トーマツ)の法定監査を受けております。

